

## 被災されたお客さまの電話等料金の支援措置及び今後のお手続きについて

このたびの大規模火災の影響により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

NTT東日本は、このたびの大規模火災の影響に伴う「電話等料金に関する支援措置」を以下のとおり実施するとともに、今後の各種お手続きについてお知らせいたします。

### 1. 電話等料金に関する支援措置

今回の大規模火災の影響により避難勧告が発令されたエリアにおけるお客様の電話料金等について以下の通り支援措置を実施致します。

- ・ 避難勧告が発令されたエリアの加入電話・ひかり電話・フレッツ光等の電気通信サービスの基本料金の無料化（回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等）

エリア	無料期間	お手続き
糸魚川市本町、大町2丁目	12月ご利用分のうち2日間	不要
糸魚川市大町1丁目	12月ご利用分のうち1日間	

※「災害救助法」が適用されたエリア（避難勧告が発令されたエリア以外の糸魚川市）につきましては、火災の影響により電話等がご利用できなかった場合に、お客様からのご申告に基づき無料とします。

## 2. 今後のご利用等に関するお手続きについて

お客様の被災状況	お手続き内容	連絡先
①家屋等が焼失し、仮住居にて電話等をご利用いただく場合	<p>電話等の移転手続きを行ってください。</p> <p>※仮住居への移転に関わる工事費は無料</p> <p>※電話機がない場合は、無料貸し出し致します。</p>	<p>■受付電話番号</p> <p>①加入電話について <b>116番(局番無)</b></p> <p>(携帯・PHS・弊社以外の固定電話からの場合) <b>0120-116-000</b></p>
②家屋等が焼失し、当面電話等を利用停止する場合	<p>電話等のご利用停止のお申込みを行ってください。</p> <p>※お申込みいただければ、利用を停止する間の電話等の料金は無料となります。</p>	<p>②フレッツ光について <b>0120-116-116</b></p> <p>■受付時間 <b>午前9時～午後5時</b> (土日祝日も受付、年末年始12月29日～1月3日を除く)</p>
③家屋等は焼失していないが、電話等がご利用できない場合	<p>故障・復旧の手続きを行ってください。</p>	<p>■受付電話番号</p> <p>①加入電話について <b>113番(局番無)</b></p> <p>(携帯・PHS・弊社以外の固定電話からの場合) <b>0120-444-113</b></p> <p>②フレッツ光について <b>0120-000-113</b></p> <p>■受付時間</p> <p>①オペレーター対応 <b>午前9時～午後5時</b> (土日祝日も受付、年末年始12月29日～1月3日を除く)</p> <p>②録音対応 上記①以外のオペレーター対応を除く24H365日</p>
④電話等が通常どおり利用できる場合	<p>不要</p>	

## 3. 電話等料金の支払い期限延長について

12月の電話等料金については、お客様からの申告に基づいて、1ヶ月間支払い期限を延長いたします。なるべく1月までに116番(局番無)等にご連絡ください。